

平成 22 年 11 月 19 日

各 位

会 社 名 ステラ・グループ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 津田 由行  
(コード番号8206 大証2部)  
問合せ先 取締役管理部長 松本 豊一  
Tel (06) 6245-4415

「株式会社ヘキサゴンホールディングス、江藤鉄男氏及びエフシーインシュランス株式会社  
による当社株式の公開買付けについて」に関する追加開示について

当社は、本日付けの株式会社ヘキサゴンホールディングス、江藤鉄男氏及びエフシーインシュランス株式会社による当社株式に対する公開買付開始公告を受けて、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、本日付け「株式会社ヘキサゴンホールディングス、江藤鉄男氏及びエフシーインシュランス株式会社による当社株式の公開買付けについて」において、株式会社ヘキサゴンホールディングス、江藤鉄男氏及びエフシーインシュランス株式会社が当社株式に対する公開買付けの実施に関する公告がなされたことをお知らせいたしました。株式会社ヘキサゴンホールディングス、江藤鉄男氏及びエフシーインシュランス株式会社は、当社の普通株式 1 株につき金 3 円、平成 15 年 5 月 22 日、平成 15 年 12 月 25 日及び平成 19 年 5 月 25 日の株主総会の特別決議に基づき発行された新株予約権 1 個につき金 1 円で公開買付けを行う旨を金融庁 EDINET（電子開示）において電子公告し、電子公告した旨を本日付け日本経済新聞（朝刊）に掲載しました。

当社は、本日付け「株式会社ヘキサゴンホールディングス、江藤鉄男氏及びエフシーインシュランス株式会社による当社株式の公開買付けについて」において、当社の対応方針に関して、現時点においては、公開買付けに関する意見を決定していない旨お知らせいたしました。当社の意見につきましては、公開買付けの内容を詳細に検討したうえで、速やかに株主の皆様にお知らせする所存です。

なお、本日発表されました株式会社ヘキサゴンホールディングス、江藤鉄男氏及びエフシーインシュランス株式会社の「公開買付開始公告」を添付いたします。

以上

# 公開買付開始公告

各 位

平成22年11月19日

東京都新宿区四谷一丁目15番地  
アーバンビルディングSAKAS.8 B棟3階  
株式会社ヘキサゴンキャピタルパートナーズ内  
**株式会社ヘキサゴンホールディングス**  
代表取締役 高木 正広

東京都渋谷区代々木神園町3番3号

**江藤 鉄男**

東京都千代田区神田小川町三丁目10番7号

**エフシーインシュランス株式会社**

代表取締役 江藤 英敏

株式会社ヘキサゴンホールディングス、江藤鉄男及びエフシーインシュランス株式会社（以下、株式会社ヘキサゴンホールディングス、江藤鉄男及びエフシーインシュランス株式会社を総称して「公開買付者」といいます。）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を下記により行いますのでお知らせいたします。

## 記

### 1. 公開買付けの目的

#### (1) 本公開買付けの概要

公開買付者の一社である株式会社ヘキサゴンホールディングスは、本公告日現在において、株式会社ヘキサゴンキャピタルパートナーズ（本社：東京都新宿区四谷一丁目15番地、代表取締役：河井良成）が発行済株式の全てを保有する株式会社であり、ステラ・グループ株式会社（以下「対象者」といいます。）の株券等を取得及び保有することを主たる目的として、平成22年10月22日に設立されました。なお、株式会社ヘキサゴンホールディングスの運営は、株式会社ヘキサゴンキャピタルパートナーズが株式会社ヘキサゴンホールディングスからの委託に基づき行っております。株式会社ヘキサゴンキャピタルパートナーズは、平成20年6月4日に設立された株式会社であり、ファイナンスアレンジメント業、M&Aアドバイザリー業、投資業等を主たる事業としております。代表取締役である河井良成他役職員は、国内外の大手金融機関において事業再生業務、M&A業務、その他の投資銀行業務における長年の業務経験を有しており、クライアント各位の様々なニーズに高度なスキルとノウハウを活かした各種のサービスを提供しております。

また、公開買付者の一人である江藤鉄男は、本公告日現在において、対象者の筆頭株主であり、対象者の普通株式62,200,000株（所有割合（注1）：25.92%）を有しており、他方、公開買付者の一社であるエフシーインシュランス株式会社は、本公告日現在において、対象者の第二位株主であり、対象者の普通株式6,870,000株（所有割合：2.86%）を有しております。なお、エフシーインシュランス株式会社は、平成12年7月に江藤鉄男の親族により設立された会社で、主として各種の保険代理店事業を営んでおります。

今般、公開買付者は、対象者の発行済普通株式の過半数以上最大で100%（但し、対象者が平成22年10月15日に提出した第39期第2四半期報告書に記載された平成22年8月31日現在の発行済株式総数（239,935,000株）から江藤鉄男及びエフシーインシュランス株式会社が所有する株式数（69,070,000株）を控除した170,865,000株。なお、公開買付期間末日までに本件新株予約権（後記2.(2)②で定義されます。）が行使される可能性があり、当該行使により公開買付期間末日までに交付される対象者株式も本公開買付けの対象としております。）を取得すること、及び、対象者の本件新株予約権の全て（対象者が平成22年10月15日に提出した第39期第2四半期報告書に記載された平成22年8月31日現在の個数（2,407個）。その目的となる普通株式数は2,407,000株。なお、本件新株予約権については、その発行時の定めに基づき、新株予約権1個につきその目的となる普通株式の数を1,000株として計算しております。）を取得すること（以下「本取引」といいます。）を目的として、公開買付けを実施いたします。本公開買付け

は、本取引を通して対象者を最終的に子会社化することにより、対象者に経営参画することを最終的な目的としております。

具体的には、対象者株式について、対象者が平成22年10月15日に提出した第39期第2四半期報告書に記載された平成22年8月31日現在の発行済株式総数239,935,000株に同報告書に記載された本件新株予約権の目的となる株式の数である2,407,000株の合計である242,342,000株の過半数にあたる121,172,000株から、江藤鉄男及びエフシーインシュランス株式会社の所有株式数の合計である69,070,000株を控除した52,102,000株を買付予定数の下限と設定し、本公開買付け期間中に、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、本公開買付けは、買付予定数の上限は設けておらず、買付予定数の下限以上の応募があった場合は、応募株券等の全ての買付け等を行います。本公開買付けにおいて買付け等を行う応募株券等は、株式会社ヘキサゴンホールディングス、江藤鉄男及びエフシーインシュランス株式会社が100:0:0の比率で買付け等を行うものとします。

なお、江藤鉄男及びエフシーインシュランス株式会社は、株式会社ヘキサゴンホールディングスとの間で、本公開買付け以降に開催される対象者株主総会において、全ての議案につき、株式会社ヘキサゴンホールディングスの意向に従い、議決権を行使する旨につき、平成22年11月18日付で書面により合意をしております。

また、現時点において、株式会社ヘキサゴンホールディングスは対象者の株式を保有しておりません。本公開買付けに関して、公開買付者及び株式会社ヘキサゴンキャピタルパートナーズは対象者に対して何ら接触をしておりません。よって、対象者において本公開買付けに対して賛同をするか否かは確認できておりません。

(注1) 対象者が平成22年10月15日に提出した第39期第2四半期報告書に記載された平成22年8月31日現在の発行済株式総数239,935,000株に占める割合を「所有割合」といい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

対象者は、昭和47年に婦人洋品、紳士洋品専門店として、大阪市北区において事業を開始し、昭和61年に株式会社エルメとして、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）市場第二部に上場しました。その後、平成15年の純粋持株会社化を契機に、自社、子会社、及び投資事業有限責任組合を通じたM&Aにより事業領域を拡大し、成長を図ってまいりました。こうした積極的な施策により連結売上高は急激に拡大した一方、過去数期において継続した景気後退局面の中で、当該投資の多くが多額の損失をもたらす結果となり、平成19年2月期以降4期連続で赤字計上しております。

この規模拡大の過程において、対象者は平成19年3月22日付でグローバル・ファンデックス株式会社の株式を取得し子会社化したことに関し、大阪証券取引所より同取引所の「不適当な合併等」の規定に基づき、対象者が実質的な存続会社ではないとされ、対象者は、平成19年4月13日付で「上場猶予期間（平成19年3月22日から平成23年2月末日）」に入っております。

また、対象者は、平成20年2月期中間期の業績予想に関する特別損失計上の開示遅延について、改善報告書を平成19年12月4日に大阪証券取引所に提出した他、その後の改善措置が不十分であったとして、平成20年7月2日には2回目の改善報告書を同取引所に提出しております。このため、対象者の第38期有価証券報告書（平成22年5月31日提出）によれば、対象者は、同取引所の有価証券上場規程平成21年12月30日改正付則第2項に基づき、同取引所から平成19年12月4日に公表措置、平成20年7月2日に警告措置を受けたとみなされており、公表措置を受けたとみなされた日から起算して5年以内に同取引所の「適時開示規則第2章（会社情報の適時開示等）」又は「企業行動規範に関する規則第2章（遵守すべき事項）」の規程に違反し、同取引所の有価証券上場規程（以下「上場廃止基準」といいます。）に規定する警告措置を受けた場合には、同取引所の定める株券上場廃止基準に該当し、対象者株式は上場廃止になる可能性が潜在している状況にあります。

対象者は、かかる事態に対応すべく、過去の投資の清算を進めた結果、現在では、対象者グループは、純粋持株会社である対象者のほか、対象者の基幹事業会社である株式会社プロジェ・ホールディングス（大阪証券取引所市場第二部上場）、株式会社オーエー・システム・プラザ（大阪証券取引所JASDAQスタンダード市場上場）及び株式会社エルメ（非上場）の3社及び株式会社プロジェ・ホールディングス子会社である株式会社ドーヨーボウの計5社に縮小整理されております。また、コーポレートガバナンスについても、平成21年1月16日に改善状況報告書を大阪証券取引所に提出し、その強化を図っております。

しかしながら、過去の投資の失敗による多額の損失計上に加え、上述の通り大阪証券取引所より複数回の公表措置また警告措置を受け、上場猶予期間（平成19年3月22日から平成23年2月末日）に入っていること等により、対象者のレピュテーションは大幅に悪化しており、対象者の株式市場での評価は低迷を続けている状況にあるものと、公開買付者は考えております。

公開買付者であり対象者の大株主である江藤鉄男と、株式会社ヘキサゴンホールディングスの親会社である株式会社ヘキサゴンキャピタルパートナーズは、同社代表取締役が過去勤務していた証券会社時代の元同僚による紹介を契機に知り合ったものです。江藤鉄男は当該元同僚の顧客であり、株式会社ヘキサゴンキャピタルパートナーズは、当該元同僚より、江藤鉄男が大株主である対象者が上述したような状況に陥っていることを聞き及びました。株式会社ヘキサゴンキャピタルパートナーズは、かかる情報を受け、何らかのソリューション提案ができないかを検討した結果、本年10月、対象者について株式公開買付の手法により、江藤鉄男及びエフシーインシュランス株式会社が所有する普通株式と併せ、対象者の少なくとも過半数の議決権を確保できる普通株式を取得すること、そのうえで、株式会社ヘキサゴンキャピタルパートナーズの役員が役員として対象者の経営に参画し、自らがもつ事業再生ノウハウを活かして対象者の事業再生を図り、もって対象者の企業価値向上を中長期的に図っていくことを、当該元同僚を通して、江藤鉄男及びエフシーインシュランス株式会社に提案しました。江藤鉄男及びエフシーインシュランス株式会社は、株式会社ヘキサゴンキャピタルパートナーズからの提案内容を検討した結果、最終的に平成22年10月26日、同社と当該提案につき合意に至りました。以上により、公開買付者は本公開買付けを実施するものです。なお、本公開買付け後は、上述のとおり、株式会社ヘキサゴンキャピタルパートナーズの役員が主体的に対象者の経営に関与することを予定しており、江藤鉄男及びエフシーインシュランス株式会社が対象者の経営に関与することは予定しておりません。

公開買付者は、対象者の株式市場での評価は、対象者の有する潜在的価値に比べて低いと考えており、対象者の経営基盤を一層安定させ、現在の対象者グループで行っている各事業を着実に推進するならば、現在より相当に高い株式価値を実現できると考えております。このため、公開買付者は、本公開買付けにより江藤鉄男及びエフシーインシュランス株式会社がすでに所有する株式と合算して対象者の発行済株式

の少なくとも過半数の取得を目的とした投資を行うものです。一方、上述のとおり、対象者は過去に大阪証券取引所から公表措置及び警告措置を受けており、公表措置を受けたとみなされた日から起算して5年以内に再度の警告措置を受ける場合には上場廃止基準に該当する可能性がある他、グローバル・ファンデックス株式会社の子会社化における「不適当な合併等」に関する猶予期間（平成19年3月22日から平成23年2月末日）に入っており、同取引所が定める期間内に対象者が申請を行い、同取引所の手定める株券上場審査基準に準じた基準に適合すると判断されない限り、同様に上場廃止基準に該当する可能性があります。公開買付者としては、対象者の潜在的価値を高く評価する一方で、その潜在的価値を具現化し対象者の事業再生を達成するためには、相当の経営資源を投下する必要があると考えており、従って、リスクも相当に高いものと考えております。よって、後記「2 公開買付けの内容」の「(4) 買付け等の価格」において記載の通り本公開買付けにおける普通株式1株あたり買付価格を3円、また、新株予約権1個あたり買付価格を1円とするものです。

本公開買付けが本公告に記載の通り成立した場合、公開買付者は対象者株式を中長期的に継続保有しますので、対象者の出資基盤は安定化します。その上で、公開買付者（株式会社ヘキサゴンホールディングス）は、対象者に対し、株式会社ヘキサゴンホールディングスの親会社である株式会社ヘキサゴンキャピタルパートナーズの役員を1名ないし複数名、対象者の役員に就任させることを提案致します。そのうえで、対象者の潜在的価値の具現化に向けて、対象者につき主体的に経営を遂行してまいる所存です。公開買付者（株式会社ヘキサゴンホールディングス）としては、現経営陣については、現時点においては、これまでの経験を活かして公開買付者（株式会社ヘキサゴンホールディングス）が就任を提案する役員候補者と協力して対象者の事業再生に尽力して頂きたいと考えております。但し、事業再生に尽力頂けない場合、または賛同頂けない場合には、その任から退いて頂く必要が生じる可能性もあるものと考えております。かかる役員派遣を含め、対象者の経営基盤を安定化させ事業再生に注力することにより、対象者の企業価値の向上を実現して参るものです。

具体的な経営方針については、本公開買付け後に対象者と協議し合意することが前提となりますが、現在の対象者グループ各社の経営を着実に進めていき、経営基盤及び財務基盤を強化していくことが、対象者にとり最も重要な戦略であると考えており、過去において行ったようなM&Aによる再度の事業基盤の急拡大は志向しておりません。但し、全てのM&A等による事業再編を否定するものではなく、対象者グループの企業価値の向上に真に資するものであれば、積極的に対応するべきものと考えております。この他の具体的な経営方針について、現時点で具体的に決定していることはございません。

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設けておりません。前述の通り、対象者の今後の状況によっては、対象者は大阪証券取引所の上場廃止基準に該当し、対象者の株式は上場廃止となり流動性が失われることが懸念されます。公開買付者は、本公開買付けによる対象者への投資は長期投資と考えており、かかる事態に陥ったとしても上述の方針に基づき、対象者の企業価値向上に努める所存です。一方、仮に対象者の株式が上場廃止となる場合、公開買付者を除く多くの投資家は、その保有する対象者株式の流動性が長期間失われることが予想され、資金化が困難となることが想定されます。公開買付者としては、対象者の発行済株式の少なくとも過半数の取得により、対象者の経営権の確保を目的とするものの、本公開買付けに買付予定数の下限を超える投資家からの応募がある場合には、その全てを取得し、もって対象者の株主の皆様の意思を尊重する所存です。

なお、公開買付者は、公開買付け期間中に、上記に記載の、再度の警告措置又は「不適当な合併等」に関する猶予期間（平成19年3月22日から平成23年2月末日）の満了を直接の理由として対象者が大阪証券取引所第二部において上場廃止になったとしても、本公開買付けを撤回することなく続行し、対象者の株主に対して対象者の株式及び本件新株予約権の売却機会を提供することを企図しております。

### (3) 買付予定数の下限の設定

公開買付者は、対象者が平成22年10月15日に提出した第39期第2四半期報告書に記載された平成22年8月31日現在の発行済株式総数239,935,000株と同報告書に記載された本件新株予約権の目的となる株式の数である2,407,000株の合計である242,342,000株の過半数にあたる121,172,000株から、江藤鉄男及びエフシーインシュランス株式会社の所有株式数の合計である69,070,000株を控除した52,102,000株以上の応募があることを、本公開買付けの成立の条件としてしております。本公開買付け期間中に、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、本公開買付けは、買付予定数の上限は設けておらず、買付予定数の下限以上の応募があった場合は、応募株券等の全ての買付け等を行います。

### (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

前記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の通り、公開買付者は、本公開買付けにより対象者の発行済株式の少なくとも過半数の取得を目的とした投資を行うものです。本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、対象者の過半数以上の議決権を有することになりますが、本公開買付けにより対象者の発行済株式の全てを取得できなかった場合、本公開買付けに応募しなかった株主より要請等があるときは、本公開買付けに応募し、公開買付者（株式会社ヘキサゴンホールディングス）に株券等を譲渡した株主との平等を考慮の上、適用法令に従った市場の内外における取引により対象者の発行済株式を追加取得することがある他、公開買付者（江藤鉄男及びエフシーインシュランス株式会社）の所有する株式69,070,000株と公開買付者（株式会社ヘキサゴンホールディングス）が取得（上記追加取得を含みます。）する対象者の発行済株式の合計数が対象者の3分の2以上の議決権が確保される場合には、原則として、公開買付者は、以下の方法により、公開買付者を除く対象者の株主（対象者を除きます。）に対して対象者の株式の売却機会を提供しつつ、公開買付者が対象者の発行済株式の全てを所有することになるよう一連の手続を行うことを企図しております。

具体的には、本公開買付けの成立後速やかに、公開買付者は、①対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うこと、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び、③対象者の当該株式の全部の取得と引き換えに別個の種類の対象者の株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。また、本株主総会にて上記①のご承認を頂き、上記①に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本株主総会の上記②に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得事項が付される対象者の普通株式を所有する株主を構成員とする

種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となるため、公開買付者は、対象者に対し、本株主総会の開催日と同日を開催日とする本種類株主総会の開催を要請する予定です。

本公開買付けが成立し、本株主総会及び本種類株主総会上記各議案が上程された場合、公開買付者は、本株主総会及び本種類株主総会において、上記各議案に賛成する予定です。なお、江藤鉄男及びエフシーインシュランス株式会社は、株式会社ヘキサゴンホールディングスとの間で、本公開買付け以降に開催される対象者株主総会において、上記各議案を含む全ての議案につき、株式会社ヘキサゴンホールディングスの意向に従い、議決権を行使する旨につき、平成22年11月18日付で書面により合意をしております。

上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全てが対象者に取得されることとなり、対象者の株主（対象者を除きます。）には、当該取得の対象者として別個の種類の対象者の株式が交付されることとなりますが、対象者の株主のうち交付されるべき当該別個の種類の対象者の株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類の対象者の株式を売却すること等によって、得られる金銭が交付されます。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の対象者の株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が保有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対象者として交付する対象者の株式の種類及び数は、本公告日現在において未定ですが、公開買付者は対象者に対し、公開買付者が対象者の発行済株式の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者の株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。

上記②及び③の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i) 上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii) 上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は、裁判所に対し、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

また、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、当該株式を全て取得するのと引換えに別個の種類の対象者の株式を交付するという上記の方法については、関連法令についての当局の解釈、並びに、本公開買付け後の公開買付者の株式の保有状況及び公開買付者以外の対象者の株主による対象者の株式の保有状況等により、それと概ね同等の効果を有する他の方法に変更するか、又は、実施の有無を変更する可能性があります。但し、他の方法による場合でも、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の対象者の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に対象者の各株主に交付されることになる金銭の額についても本公開買付価格に当該各株主が保有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。以上の場合における具体的な手続については、対象者と公開買付者の協議のうえ、決定次第、速やかに公表します。

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、取得しなかった対象者の新株予約権について、対象者に対し、当該新株予約権を消滅させるために必要な手続を行うことを要請し、対象者はかかる要請に応じて当該新株予約権を消滅させるために必要な手続を行う場合がありますが、現時点でその方法は決定しておりません。

なお、本公開買付けは、本株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様を勧誘するものではありません。また、上記各手続における税務上の取扱いにつきましては、株主の皆様各自において自らの責任にて税務専門家等にご確認下さい。

(5) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

対象者の普通株式は、本公告日現在、大阪証券取引所市場第二部に上場しておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定しないため、本公開買付けの結果次第では、大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者の普通株式は所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では、上場廃止基準に該当しない場合でも、本公開買付けの終了後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編成等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」記載の手続に従って、適用ある法令に従い、大阪証券取引所市場第二部に上場されている対象者の株式が対象者により全部を取得される場合にも、対象者の普通株式は上場廃止になります。なお、対象者の普通株式が上場廃止となった場合は、対象者の普通株式を大阪証券取引所において取引することはできません。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

江藤鉄男及びエフシーインシュランス株式会社は、株式会社ヘキサゴンホールディングスとの間で、本公開買付け以降に開催される対象者株主総会において、全ての議案につき、株式会社ヘキサゴンホールディングスの意向に従い、議決権を行使する旨につき、平成22年11月18日付で書面により合意をしております。

2. 公開買付けの内容

(1) 対象者の名称

ステラ・グループ株式会社

(2) 買付け等を行う株券等の種類

① 普通株式

② 新株予約権（以下イないしハを総称して「本件新株予約権」といいます。）

イ 平成15年5月22日開催の対象者株主総会の特別決議に基づき発行された新株予約権（以下「第1回新株予約権」といいます。）

- ロ 平成15年12月25日開催の対象者株主総会の特別決議に基づき発行された新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）
- ハ 平成19年5月25日開催の対象者株主総会の特別決議に基づき発行された新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）

(3) 買付け等の期間

① 届出当初の期間

平成22年11月19日（金曜日）から平成23年1月25日（火曜日）まで（41営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

該当事項はありません。

③ 期間延長の確認連絡先

該当事項はありません。

(4) 買付け等の価格

普通株式1株につき金3円  
第1回新株予約権1個につき金1円  
第2回新株予約権1個につき金1円  
第3回新株予約権1個につき金1円

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数 173,272,000株  
買付予定数の下限 52,102,000株  
買付予定数の上限 一株

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（52,102,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 公開買付期間末日までに新株予約権が行使される可能性があり、当該行使により発行される対象者の普通株式も本公開買付けの対象としております。

(注3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数としては、本公開買付けにより公開買付者が買付け等を行う株券等の最大数を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が平成22年10月15日に提出した第39期第2四半期報告書に記載された平成22年8月31日現在の発行済株式総数（239,935,000株）から、江藤鉄男及びエフシーインシュランス株式会社が所有する株式数（69,070,000株）を控除した株式数（170,865,000株）に公開買付期間中に行使可能な本件新株予約権の行使により発行される可能性のある対象者株式（平成22年10月1日以降本公告日までに本件新株予約権が行使されたことにより発行された対象者株式を含みます。）の最大数（2,407,000株）を加算した株式数です。

(注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注5) 本公開買付けにおいて買付け等を行う応募株券等は、株式会社ヘキサゴンホールディングス、江藤鉄男及びエフシーインシュランス株式会社が100：0：0の比率で買付け等を行うものとしします。

(6) 買付予定の株券等に係る議決権の数が対象者の総議決権の数に占める割合 71.50%

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数（173,272,000株）に係る議決権の数として計算しております。

(注2) 本公開買付けにおいては、本件新株予約権の行使により交付される可能性のある対象者株式についても対象としており、また、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数が対象者の総議決権の数に占める割合」の計算においては、対象者の平成22年10月15日提出の第39期第2四半期報告書に記載された総株主の議決権数239,864個に、本件新株予約権が公開買付期間末日までに行使されることにより交付される可能性のある対象者株式（平成22年10月1日以降本公告日までにこれらの本件新株予約権が行使されたことにより交付された対象者株式を含みます。）の議決権数の最大数（対象者が平成22年10月15日に提出した第39期第2四半期報告書に記載された平成22年8月31日現在の対象者の本件新株予約権（合計2,407個）の目的である株式の数（2,407,000株）に係る議決権の数2,407個）、単元未満株式の議決権の数（上記第2四半期報告書に記載された平成22年8月31日現在の単元未満株式数（65,000株）に係る議決権の数（65個）（同日現在の単元未満の自己株式数（693株）を含んだ単元未満株式数に係る議決権の数）及び自己株式の議決権の数（6個）を加算し、「対象者の総株主等の議決権の数」を242,342個として計算しています。以下(7)及び(8)において同様です。

(注3) 小数点以下第三位を四捨五入しています。以下(7)及び(8)において同様です。

(7) 公告日における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合並びにこれらの合計

公開買付者 28.50% 特別関係者 1% 合計 28.50%

(注1) 「公告日における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合」は、江藤鉄男及びエフシーインシュランス株式会社がそれぞれ有する株券等に係る議決権の数の合計した上で計算しております。以下(8)において同様です。

(注2) 「公告日における特別関係者の株券等所有割合」は、各特別関係者が保有する株券等に係る議決権の数を合計した上で計算しています。

(注3) 株式会社ヘキサゴンホールディングス、江藤鉄男及びエフシーインシュランス株式会社はそれぞれが公開買付者である一方、互いの特別関係者に該当することから、重複計上を回避するため、「公告日における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合並びにこれらの合計」の計算においては、これらの者の有する株券等の数は、特別関係者所有分としては、加算されておりません。

(8) 買付け等の後における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合並びに当該株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合の合計

公開買付者 100.00% 合計 100.00%

(9) 応募の方法及び場所

① 公開買付代理人

エイチ・エス証券株式会社 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号

② 本公開買付けに応募する対象者の株主及び本件新株予約権者（以下「応募株主等」といいます。）は、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間の末日の15時00分までに、公開買付代理人の本店又は支店において応募してください。応募の際には、ご印鑑をご用意ください。また、応募の際に本人確認書類（注1）が必要になる場合があります。

③ 応募株券等が株式の場合の応募にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合（三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座（以下「特別口座」といいます。）に記載又は記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主口座へ振替手続を行う必要があります。かかる手続を行った上、公開買付期間の末日の15時00分までに、公開買付代理人の本店又は支店において応募してください。

④ 株券等が特別口座で管理されている場合も、予め公開買付代理人に応募株主口座を開設し、株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社に必要書類を提出の上、公開買付代理人に開設した応募株主口座へ振替手続を行う必要があります。かかる手続を行ったうえ、公開買付期間の末日の15時00分までに、公開買付代理人の本店又は支店において応募してください。

⑤ 応募株券等が新株予約権の場合の応募にあたっては、対象者の取締役会の承認を要する旨の制限が付されておりますので、応募に際しては新株予約権者の請求により対象者によって発行される「譲渡承認通知書」および、公開買付けの成立を条件とする新株予約権原簿の名義書換えの請求に必要な書類もご提出ください。

⑥ 本人名義又は他人名義を問わず、応募株式を表章する株券では、本公開買付けの応募の受付けは行いません。

⑦ 本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付けは行われません。

⑧ 外国の居住者であり公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。また、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。

⑨ 公開買付代理人であるエイチ・エス証券株式会社に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設される場合には、本人確認書類（注1）をご提出いただく必

要があります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。

- ⑩ 居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税（注2）の適用対象となります。
- ⑪ 公開買付代理人における応募の受付に際しては、公開買付代理人より応募株主等に対して、「公開買付応募申込受付票」を交付します。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設される場合又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募する場合には、次の本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

主な本人確認書類

・個人

<発行から6ヶ月以内の原本>

住民票の写し、住民票の記載事項証明書、外国人登録原票の記載事項証明書、外国人登録原票の写し、印鑑証明書等

<有効期限内のコピー>

健康保険証、運転免許証、外国人登録証明書等

※ 本人特定事項 ①氏名、②住所、③生年月日

※ 郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本又はコピーをご用意ください。コピーの場合、改めて原本の提示をお願いする場合があります。公開買付代理人であるエイチ・エス証券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

・法人

<発行から6ヶ月以内の原本>

登記事項証明書、官公庁から発行された書類等

※ 本人特定事項 ①名称、②本店又は主たる事務所の所在地

※ 法人自体の本人確認に加え、代表者若しくは代理人・取引担当個人（契約締結等の任に当たる者）の本人確認が必要となります。

・外国人株主等

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書（当該外国人株主の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限ります。）の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

また、常任代理人（法人）自体の本人確認に加え、代理人・取引担当者個人（契約締結等の任に当たる者）の本人確認が必要となります。

(注2) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式の譲渡は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士などの専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

- (10) 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
エイチ・エス証券株式会社 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号

- (11) 決済の開始日  
平成23年2月1日（火曜日）

(12) 決済の方法及び場所

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買い付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

(13) 株券等の返還方法

後記「(14) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに応募が行われた時

の状態（応募が行われたときの状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。新株予約権については、応募に際して提出された前記「(9) 応募の方法及び場所」の⑤に記載した書類を応募株主等（外国人新株予約権者の場合はその常任代理人）に対して郵送又は交付します。

#### (14) その他買付け等の条件及び方法

##### ① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（52,102,000株）に満たないときには、応募株券等の全部の買付け等を行いません。また、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上のときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。

##### ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第2号、第3号イ乃至チ、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

##### ③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が株式分割その他の令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げが行われた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付条件等により買付けを行います。

##### ④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時00分までに、公開買付代理人の本店又は支店に「公開買付応募申込受付票」（交付されている場合）を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時00分までに、公開買付代理人の本店又は支店に到達することを条件とします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに上記「(13) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

##### ⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

##### ⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、法27条の8第11項但書に規定する場合を除き、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

##### ⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

##### ⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限られません。）を利用して行われるものでは

なく、さらに米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から、本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを要求されることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。応募株主等が本公開買付けに関するいかなる情報又は書類（その写しも含みます。）を、直接間接問わず米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと。本公開買付け若しくは応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限られません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。公開買付者は、株主、本件新株予約権者（又はそれらの登録質権者）（以下本⑧において「株主ら」といいます。）に対して本公開買付けに関する連絡を行うために、株主である江藤鉄男又はエフシーインシュランス株式会社が合法的に入手する対象者の株主名簿及び新株予約権原簿に記載又は記録される株主らの氏名・名称、住所、電話番号、株式の種類・株式数及び取得日並びに本件新株予約権の内容・数、取得日及び新株予約権証券の番号を他の公開買付者と共同して適用法令の範囲内において利用する予定です（個人情報の管理責任者は株式会社ヘキサゴンホールディングス）。また、公開買付者は、公開買付代理人に対して、合法的に入手した対象者の株主名簿及び新株予約権原簿の情報を提供して、本公開買付けの内容について株主ら宛に合理的に可能な範囲で連絡することを依頼する予定です。

3. 対象者又はその役員との本公開買付けに関する合意の有無

該当事項はありません。

4. 公開買付届出書の写しを縦覧に供する場所

株式会社ヘキサゴンホールディングス	東京都新宿区四谷一丁目15番地 アーバンビルディングSAKAS.8 B棟3階 株式会社ヘキサゴンキャピタルパートナーズ内
エフシーインシュランス株式会社	東京都千代田区神田小川町三丁目10番7号
株式会社大阪証券取引所	大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号

5. 公開買付者である会社の目的、事業の内容及び資本金の額

（株式会社ヘキサゴンホールディングス）

① 会社の目的

- (1) 有価証券の売買および保有
- (2) 前号に関連付帯する一切の事業

② 事業の内容

株式会社ヘキサゴンホールディングスは、対象者の株券等を取得及び保有すること等を主たる事業の内容としております。

③ 資本金の額

10,000,000円（平成22年11月19日現在）

（エフシーインシュランス株式会社）

① 会社の目的

- (1) ホームページ作成及び企画
- (2) 経営コンサルタント
- (3) 生命保険の募集に関する業務
- (4) 損害保険の代理店業務
- (5) 前各号に付帯する一切の業務

② 事業の内容

保険代理店業務を主たる事業の内容としております。

③ 資本金の額

10,000,000円（平成22年11月19日現在）

6. 公開買付者である江藤鉄男の職業  
無職